

リスク管理ガイドライン

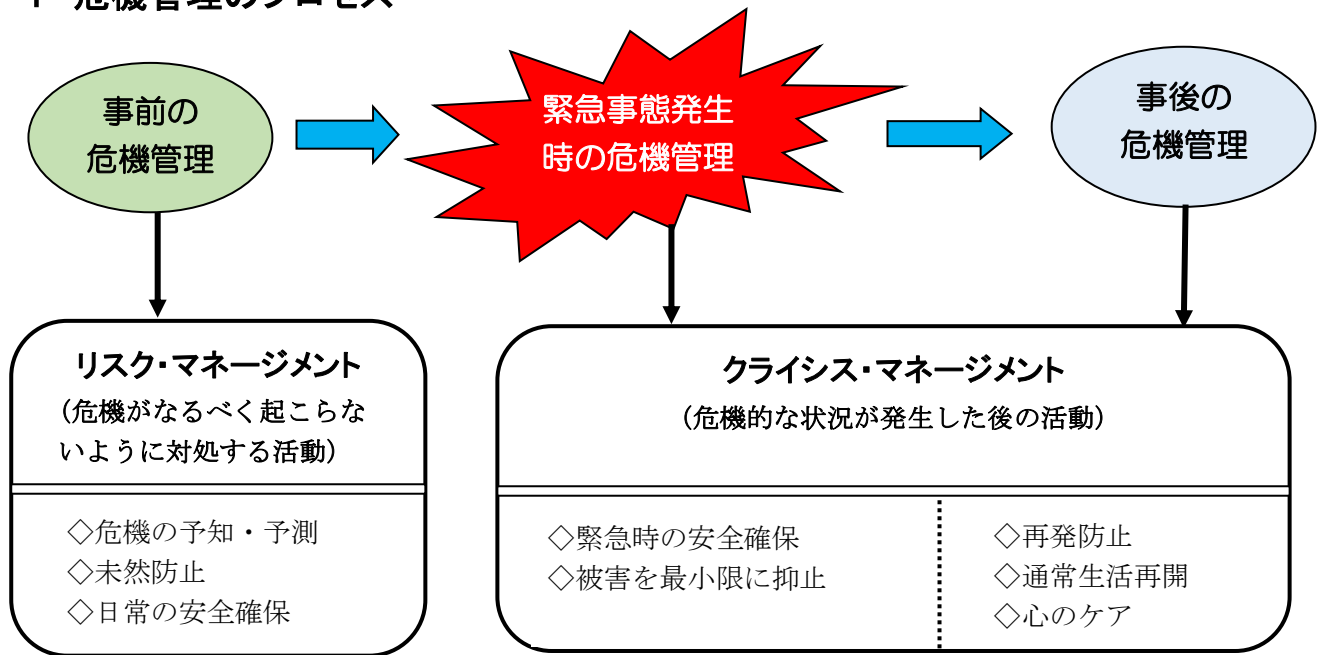
独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校
危機管理室

平成28年12月（第2版）

目 次

1 危機管理のプロセス	1
2 危機の分類	1
3 学校内の環境整備	2
4 学生寮の環境整備	3
5 教育活動	4
6 学生支援活動	5
7 メンタルケア体制	6
8 運動競技の安全対策	6
9 資料編	8

1 危機管理のプロセス



2 危機の分類

学校に関する危機については、さまざまな観点からの危機が考えられるが、被害の対象と原因による危機の分類を一例として以下に示す。

分類		内容 (例)
学習活動等	学習・研究活動	運動時、実習・実験（毒物・劇物の盗難及び事故）、校外活動中の事故
	特別活動	研修旅行、現場学習等での事故
	部活動	熱中症による入院、運動時の事故
	その他の活動	学校施設利用中の事故
登下校	交通事故	死傷事故等
	不審者	不審者による声かけ、わいせつ行為等
健康	感染症	インフルエンザ、ノロウイルス感染等の集団感染
	食中毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入等
問題行動等	非行	万引き、暴力、器物破損、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等
	いじめ	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷
災害	火災・自然災害	火事、地震、台風・風水害、大雪等
施設設備	施設・設備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
教職員	不祥事	教職員の不祥事（飲酒運転、暴力行為、ハラスメント等）
	事故	出張中の事故、交通事故
財務	資金管理	公金の遺失、横領
	会計処理	不適正な公金支出、研究費等の不正使用
情報	個人情報	個人情報の漏洩
	情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
業務執行	保護者	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
	威力業務妨害	不当要求、クレーム
	広報・報道	報道機関に対する不適切な対応による信用失墜

以下の「3 学校内の環境整備」から「7 メンタルケア体制」については、「安全で安心できる長岡高専を目指して（平成24年3月31日）」を、今回のガイドライン作成にあたり必要に応じて加除・修正したものである。



3 学校内の環境整備

(1) 事故・事件や不審者の侵入を防止するための対策

- ① 出入口の改善による校内のセキュリティ確保
 - 関係者以外の入校制限に関する標識（「本学の関係者以外の入校は、ご遠慮願います」等の看板）を正門近くに設置する。
 - 外来者は、総務課の受付を通るように誘導する。
- ② 来訪者のための案内図の充実
 - 来訪者が目的の場所に行けるよう適正な誘導をする。
 - 校内で見知らぬ人を見かけた場合には積極的に挨拶と声掛けを行なう。
- ③ 夜間照明（外灯）の増設と暗い箇所の改善
- ④ 各部屋・研究室の鍵の管理
 - 鍵の管理については、従来通り各部屋の管理責任者により適切に管理することとする。ホームルーム以外の講義室が空き時間の時には鍵かけを行う。

(2) 事故・事件や不審者を早期に発見するための対策

- ① ネームプレートの着用
 - 教職員のネームプレートの着用を徹底する。
- ② 視認性の確保
 - 教員室・実験室の通路側ブラインドの開放を徹底する（密閉性の排除）。
 - 植栽などの定期的な点検を実施する。
- ③ 防犯カメラの設置と記録の保存
 - 校内の死角となる箇所にWebカメラを設置し、モニタリングする。
 - 記録の保存については、各カメラにつき、期間は1週間以上とする。

(3) 事故・事件・災害に対する安全・安心の確保

- ① 避難経路の定期的な点検
 - 廊下、踊場は避難路として確保し、物を置かないことを徹底する。
- ② 複数の避難経路の定期的な確認
 - 夏期、冬期（積雪時）それぞれの状況に応じた避難路を確保する。
- ③ 災害時対応自動販売機の設置
 - 災害時における機内在庫製品の無料提供による飲料水の確保
 - 災害時の校内学生へのメッセージ配信
- ④ 防災器具、食料等の確保
 - 非常用電源、簡易トイレ、救助工具類、ラジオ、懐中電灯、食料、毛布等の整備・備蓄

(4) 連絡・通信機器の整備等

- ① 校内の通報システムの点検
 - 緊急放送のみでなく、校内放送についても定期的に点検する。
- ② 緊急連絡網の登録指導
 - 学校からの連絡がスムーズにできるように、保護者の電話番号を学生調書に記入するよう指導する。
- ③ 緊急事態発生時における警察・消防への迅速な通信体制の確立
 - 緊急連絡網を整備する。

(5) 警察到着までの侵入者の暴力に対処する方策

- 「さすまた」を必要な箇所に設置する。

(6) 安全で安心できる校舎への改修計画

- 1号館中央棟の吹き抜け、3号館吹き抜け、6号館の非常階段、高層階（4階、5階）の窓等に転落防止策を施す。
- 冬期間（積雪時）の第1体育館・第2体育館に複数の非常口を確保する。

4 学生寮の環境整備



(1) 事故・事件や不審者の侵入を防止する施設整備の充実

- ① 出入口の改善によるセキュリティ確保
 - 男子寮、女子寮正面玄関は寮生及び学生寮関係者専用とする。
 - 寮生以外の学生および外来者は1号館入り口から入るよう案内板を設置する。
 - 関係者以外の入寮制限に関する標識を寮正面及び男子寮、女子寮正面玄関に設置する。
 - 寮事務室に入寮簿を置き、寮生以外の学生及び外来者は入寮簿に記載の後寮に立ち入りを許可する。

(2) 事故・事件や不審者を早期に発見できる施設設備などの整備

- 男子寮、女子寮、寮1号館入り口に防犯カメラを設置し、寮事務室及び補導直室にてモニタリングする。
- 寮の非常口及び寮周辺にWebカメラを設置し、寮事務室、補導直室にてモニタリングする。
- 記録の保存については、各カメラにつき、期間は1週間以上とする。

(3) 事故・事件・災害に対する安全な避難経路の整備

- 廊下、踊場は、避難路として物を置かないようにする。
- 夏期、冬期（積雪時）それぞれの状況に応じた避難路を確保する。

(4) 連絡・通信機器の整備等

- 寮内放送について、定期的に点検する。

- 寮事務室からの連絡がスムーズにできるように、保護者と学生の携帯電話番号を学生調書に記入するよう指導する。また学生メールを毎日確認するよう指導する。
- 補導直室に寮内放送設備を設置する。

(5) 警察到着までの侵入者の暴力に対処する方策

- 「さすまた」を寮事務室、宿直室、補導直室に設置する。

(6) 安全で安心できる学生寮への改修計画

- 学生寮居室等のロッカーについて、転倒防止の措置をとる。
- 3号館、4号館、4号館増築の屋上は、開放しない。

5 教育活動

(1) 教育内容の充実

① 安全管理面

- 「実験実習安全必携」を参照して実験・実習などで指導を行うことを徹底する。
- 体育用具、実験機器などは使用前の安全確認を徹底する。

② 人格形成・技術者教育の充実

- 必修・必履修授業（本科の現代社会と保健体育、専攻科の科学哲学）の一部として取り扱われている。担当者間の連絡・連携強化を図り、体系的な教育を行う。
- 学外講師による講演会（命の大切さ、AED、エイズ、薬物乱用、交通安全、メンタルヘルス、セクハラ・パワハラ、ビジネスマナーなど）、及び学内講師による講演会（情報リテラシー、情報モラルとセキュリティなど）を年間の取組みとして計画的に実施する。
- キャリアデザイン教育を充実させるため、企業実習参加率 50%を目標とする取組みを継続する。



(2) 教育体制・教員の能力向上

① F D

- 授業公開、教職員向け講演会、授業評価アンケートの実施に関し改善を図り、より実効性のあるものを目指す。
- 教員連絡ネットワークの強化を図り、授業担当者と担任、一般科と専門学科間などで適切な情報共有を行い、連携の強化を図るための取組みを行う。
- 高専間の人事交流などを活用し、第三者的な視点で教育システムの点検・整備を行う。
- 教員の教育力レベルアップのために、経験豊富な本校教員あるいは外部教員による「教育方法論」等の講演会などを開催する。

② 教育システムの点検・改善

- 卒業・進級に関する規定等の点検を行い、学生に不利益が生じないよう引き続き点検・整備を行う。

- 入学者の追跡調査を継続し、入試改善にフィードバックし、入試の実施方法や選抜方法の改善を図る。
 - 低学年の学力低下対策としての専門学科の演習科目の導入やTAの活用について、その効果を検証し、効率化を進める。
 - 低学年における混合学級を実施する。
 - 図書館のカウンター業務補助学生を増員し、安全強化および低学年の学力低下対策への支援を図る。
- ③ 情報公開／発信・意見聴取能力の強化
- 学科・学年ごとのメーリングリストを作成し、携帯電話への転送サービスを整備することで、電子メールを活用した連絡体制を維持する。
 - 保護者向けメールマガジンを発行・運用し、緊急時にも本メールマガジンを利用する。
 - 保護者向けの授業公開を実施する。
 - 1年合同保護者会を実施し、中学校と高専との教育システムの違いを説明する。

6 学生支援活動



(1) 学習環境（生活・教室環境の整備）

- 学生会・整備委員会を中心に、例年、校内大清掃やクリーン作戦等の清掃・美化活動を行い、学内外の環境整備に努める。
- 清掃支援活動「美（ミ）シュランガイド」を実施し、清々しい学習環境を整え健全な心の成長を促す。
- ショートホームルームを実施し、毎週月曜日の朝、授業時間前の10分を利用し、担任より学習・生活上の注意や連絡事項の伝達などを行う。

(2) 学生会活動

- 行事への参加学生数の増加対策について、学生会を中心として内容の修正・改善を続け、さらなる活性化を目指す。

(3) クラブ活動（参加学生数の減少・平日の活動の低迷からの脱却）

- 新たにクラブ見学ツアーなどを企画する。
- 新入生には、必ず1つ以上のクラブへの入部を指導する。
- 大会での上位入賞の場合のみならず、地域ボランティア活動や演奏会、発表会への参加の報告についても積極的に本校ホームページから発信する。
- 遠征中の万一の場合に備えて留守顧問を置き、遠征に参加しない顧問が留守番役として常に連絡の取れる体制を敷く。

(4) 防災・安全・防犯（冬季の防災対策、防犯意識の向上、交通マナー教育）

- 防災・避難訓練及び希望者、体育系クラブの部長を対象とした指導者向けのAED講習会を実施。
- 「実験実習安全必携」を学生に配付し、毎回の実習作業の際に常に安全への注意喚起を行う。

- 積雪時に対応した非常口、避難経路の確認・確保、及び避難訓練を実施する。
- 防犯意識の向上、交通マナーの遵守に関する教育を徹底する。
- ショートホームルームにおける貴重品管理の注意を促すとともに、防犯カメラを設置することで抑止効果とする。

(5) 緊急連絡体制（保護者への一斉連絡手段の確保）

- 課外活動中の事故などの発生に対する対応・緊急連絡網を整備する。学生便覧（課外活動:2. 事故等への対応）に掲載。
- 保護者向けメールマガジンを発行・運用し、緊急時にも本メールマガジンを利用する。
- 保護者向けメールマガジンの登録率を上げる取り組みを行う。

7 メンタルケア体制

(1) 学生相談体制の強化

- カウンセラーによるカウンセリング（月 1-2 回程度）を実施する。
- 近隣大学や関係機関との連携強化を図る。



(2) 各種啓発活動

- 講演会や特別活動等を利用しながら、啓発活動を各教員と連携しつつ積極的に推進する。

(3) メンタル面が弱い学生の情報共有と素早い収集

- 担任との連携だけではなく、各講義担当教職員や学生課等の職員からのボトムアップも行う。
- 一般教職員からも気になる学生をピックアップしてもらい、一般教職員→担任→相談員→専門カウンセラーという流れを構築し、これまで以上に素早い対応を行う。
- 心と体の健康を維持するための調査を行う。

(4) 教職員間の連携強化

- 他学科及び職員を含めた交流を推奨する。例えば集会室を教員に常時開放し、新聞やポット等を設置し休憩室を提供する等。

8 運動競技の安全対策

(1) 施設・設備・用具

- 定期点検日を設けるなど、安全意識を高める。
- 使用前には必ず、練習場所、使用器具の整備・点検を実施し、学生の安全確認の習慣化を図る。
- 施設・設備・用具は、使用方法に従って正しく使用するとともに、内在する危険性を学生に理解させ、事故が起きないように常に注意する。



(2) 天候・気象

- 活動時の気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分注意する。
- 暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努め、判断基準を明確にしておく。

(3) 競技の特性による事故

- 運動競技安全対策（平成 27 年 12 月 学生支援委員会作成）に基づき、安全対策に努める。

競技型	主な事故発生原因	対策
ゴール型 ・サッカー ・ハンドボール ・バスケットボール ・フットサル	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴールの転倒 ● ボール等用具・物体との衝突・接触 ● ボール争奪の際の身体接触 ● 通常の動作・運動中の躓き、捻り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備・用具の適切な配置 ○ プレー中の危険行為禁止の指導 ○ 練習による身のこなし習得 【ダッシュ、ストップ、方向転換、倒れ方・受け身】
ネット型 ・バレーボール ・テニス ・バドミントン ・卓球	<ul style="list-style-type: none"> ● 支柱・卓球台設置、ネット張り ● ボール等打ち返しの際の身体接触 ● ラケット等用具の誤使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備破損の点検 ○ 複数人で安全確認しつつ作業 ○ 意思表示の声出し ○ 周囲の安全確認の適確な指導
ベースボール型 ・野球 ・ソフトボール	<ul style="list-style-type: none"> ● 防球ネットの不備 ● バット等用具の誤使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防球ネットの適切な配置 ○ 用具使用の技能指導
測定・計測型 ・陸上競技 ・水泳	<ul style="list-style-type: none"> ● 投てき物との衝突 ● 防護ネット不備 ● 飛び込みによる頭部強打 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用具の点検及び適正な使用 ○ 防護ネットの点検 ○ 指導者による適切な指導
武道 ・柔道 ・剣道	<ul style="list-style-type: none"> ● 床面・畳の損傷 ● 用具の誤使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 床面の清掃・点検 ○ 防具の点検、適切な管理
用具を使う単独競技 ・アーチェリー ・ゴルフ	<ul style="list-style-type: none"> ● 用具の誤使用 ● 防護ネットの不備 ● 気象条件の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者による用具の扱いの指導 ○ 競技者と適切な距離を保つ ○ 防護ネット点検等周囲の安全確保 ○ 雷雨等の天候急変時の退避
野外活動 ・登山 ・スキー	<ul style="list-style-type: none"> ● 遭難 ● 用具・装具の不備・不具合 ● 気象条件の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画段階から指導者が関与 ○ 経験のある指導者の引率 ○ 用具・装具の整備・点検 ○ 天候不順による活動停止の基準整備
表現運動 ・ダンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 物体との衝突 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動場所の整理整頓 ○ 用具の適切な配置

9 資料編

1 長岡工業高等専門学校危機管理規程

平成 26 年 7 月 17 日 制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、本校の教職員・学生及び近隣住民等（以下「教職員学生等」という。）の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第 2 条 前条の目的を達成するため、この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号の一に該当するものであって、組織的・集中的に対処することが必要な事態とする。

- (1) 教職員学生等の安全にかかわる重大な事態
- (2) 施設管理上の重大な事態
- (3) 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- (4) 本校の教育研究等の活動の遂行に重大な支障のある事態
- (5) その他前各号に類するような事態

(危機管理のための校長の責務)

第 3 条 校長は、本校における危機管理を統括する責任者であり、本校の危機管理体制の充実に努めなければならない。

(危機管理室)

第 4 条 校長の下に危機管理室を置く。

- 2 危機管理室は、室長及び危機管理員をもって構成し、室長は校長とする。
- 3 危機管理員は、室長を補佐し危機管理体制の充実に努めるとともに、室長の指揮の下に対処が必要な危機管理に当たる。
- 4 危機管理員は次に掲げる教職員をもって充てる。
 - (1) 総務主事
 - (2) 教務主事
 - (3) 学生主事
 - (4) 寮務主事
 - (5) 専攻科長
 - (6) 情報セキュリティ推進責任者
 - (7) 学生相談室長
 - (8) 事務部長
 - (9) その他校長が指名する者

(危機管理の充実のための措置等)

第 5 条 校長は、前条第 4 項の危機管理員を構成員とする危機管理室会議を定期に開催し、本校における日常的な危機管理の充実に図るとともに、次に掲げる事項について企画・実施するものとする。

- (1) マニュアル等の作成
- (2) 研修、啓蒙活動の実施
- (3) その他危機管理に関し必要な事項
- 2 危機管理室は、法令及び関係する本校規程等に従い、教職員学生等が本校に起因する危機により災害等を被ることのないよう常に配慮しなければならない。
- 3 危機管理室は、危機管理に当たり、教職員学生等に対する必要な広報、情報提供等に努める。

4 教職員は、その責務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(危機事象に関する通報等)

第6条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、危機管理員に通報しなければならない。

2 危機管理員は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに校長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、校長と対処方針を協議しなければならない。

(対策本部の設置)

第7条 校長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

2 対策本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 本部長は、校長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

(2) 副本部長は、副校長をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部員は、危機管理員、一般教育科長、各専門学科長、各課長等の中から本部長が指名する者をもって充てる。

3 対策本部の事務は総務課が主管し、関係課から事務部長の指名する者が参画する。

4 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

第8条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 教職員は対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、事案の対処終了後に、必要事項を運営会議に報告しなければならない。

(校長が不在の場合の措置)

第9条 校長が外国出張等により不在の場合は、副校長がこの規程に基づき、危機管理に当たるものとする。

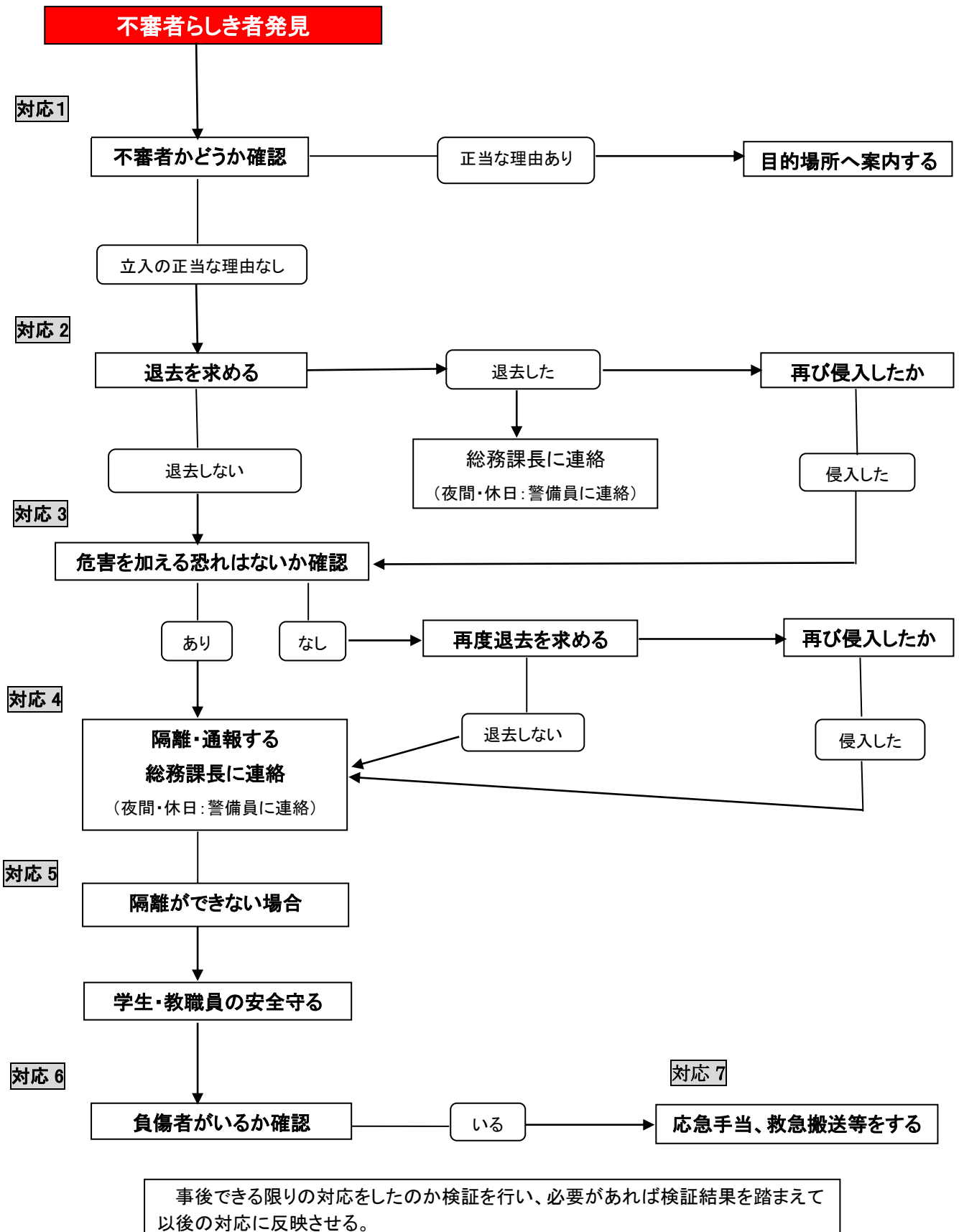
附 則

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 リスク管理及び危機対策に関する規程（平成23年3月23日制定）は、廃止する。

2 不審者への対応

(本校 危機管理マニュアル P47 より抜粋)



対応1 不審者かどうか確認

不審者かどうかのポイントは、「受付」時の対応、「声かけ」した際の対応で判断する。

- ・受付を無視したり、不審な行動をしていないか。
- ・声をかけて用件をたずねたとき、用件が答えられるか。保護者であれば、学生の学年・学科・指名が答えられるか。教職員に用事がある場合は、氏名、所属等が答えられるか。
- ・凶器や不審な物を持っていないか。
- ・不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

なお、声をかける前に不審を感じるような場合は、一人で対応せず、応援を求めるなど複数の教職員で対応すること。更に、危険を感じるような場合にあっては、警察へ通報を行う。

対応2 退去を求める

- ①言葉や相手の態度に注意しながら、相手を刺激しないよう、丁寧にキャンパス外に退去するよう説得する。その際、相手に近寄りすぎない。(1メートル～1.5メートル離れる)
- ②次のような場合は、不審者として総務課に連絡する。
 - ・受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
 - ・退去の説得に応じようとしない。
 - ・暴力的な言動をする。
- ③一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- ④再度侵入したり、高専周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残留して様子を見る。
- ⑤対応した教職員は、総務課長、警備員に報告する。

対応3 危害を加える恐れはないか確認

- ①所持品に注意する。
 - ・凶器(刃物、棒、銃、灯油やガソリンなどの液体等)を所持していたら、直ちに警察へ通報する。
 - ・不審者が興奮しないよう、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
- ②言動に注意する。
 - ・制止を聞かず興奮状態である。
 - ・言動が不自然であったり、要領を得ないことを言ったりしている。

対応4 隔離・通報する。(隔離できる場合)

- ①別室(第3会議室又は応接室)に案内し、隔離するとともに、総務課に連絡し、対応への応援を依頼する。
なお、案内する際は、不審者を先に奥に案内し、対応者は身を守るため後ろから入口近くに位置し、扉は開放しておく。対応は、複数の教職員で行う。
- ②総務課長は、警察に通報するとともに、校長及び事務部長に連絡する。また、教職員にも周知し、周知の際は、メールを活用し、不審者対応を行っている旨の連絡を行う。

対応5 学生及び教職員の安全を守る(隔離できない場合)

- ①防御(暴力の抑止と被害の抑止)する。
 - ・学生及び教職員から注意をそらせ、不審者を学生及び教職員に近づけないようにすることで、被害を防止しながら、警察の到着を待つ。
- ②応援を求める。→「不審者侵入!」と大きな声を出す。
- ③身近なもので不審者と一定の距離を置きつつ、移動を阻止する。→机、椅子等を利用する。
- ④学生を掌握し、安全を守る。→授業中は、講義担当教員が学生を掌握し、安全を守る。
 - ・講義室等への侵入可能性が低いなど、緊急性が低い場合は、すぐ避難できるように、学生を講義室等で待機させる。
 - ・講義室等への侵入の恐れがある場合には、学生と不審者との間に教職員が入り、両者を引き離す。

対応6 負傷者がいるか

- ①負傷者がいるかどうか把握する。
 - ・授業中の学生については、授業担当教員が把握し、総務課に報告する。
 - ・授業中以外の学生、教職員については、教職員が校内の各施設及び学校周辺を巡回し、負傷者の有無を確認し、総務課に報告する。
- ②情報を集約する。→学生及び教職員の安否に関する情報は、全て総務課に報告する。

対応7 応急手当等を行う

- ①負傷者がいる場合は、速やかに応急手当を施し、保健室に連絡するとともに救急車の要請を行う。
- ②救急搬送する場合は、教職員が付き添う。随時病院から負傷者の状況を総務課に連絡する。

3 避難場所一覧

(本校 危機管理マニュアル P55 より抜粋)

第1次避難場所(屋外施設)		番号	第2次避難場所(屋内施設)	
避難先			避難先	
—	グラウンド	1	⑭	第一体育館
—	福利棟(洗心館)前広場	2	⑮	第二体育館
—	テニスコート	3	⑯	剣道場
—	学生寮隣接空地	4	⑫	福利棟(洗心館)
		5	㉓	学生寮食堂
		6	⑤	4号館講義室
		7	⑩	図書館

(注) * 番号は、避難場所についての検討順位を示す。避難場所は、教育・研究に配慮し、状況に応じて設置する。

* ○付番号は、下記の建物配置図上の番号を示す。



4 救護施設設置場所・救援物資保管場所一覧

(本校 危機管理マニュアル P56 より抜粋)

救 護 施 設 設 置 場 所

救護施設の設置場所		備 考
番 号	場 所	
1	2号館1階:保健室	
2	福利棟(洗心館):2階和室	
3	寮管理棟:1階多目的ホール	

(注) 番号は、設置場所についての検討順位を示す。救護施設は、教育・研究に配慮し、状況に応じて設置する。

救 援 物 資 保 管 場 所

救援物資の保管場所		備 考
番 号	場 所	
1	福利棟(洗心館)食堂	施錠可、道路アクセス可
2	体育活動センター	〃
3	図書館ホール	〃
4	寮管理棟	〃

(注) 番号は、保管場所についての検討順位を示す。保管場所は、教育・研究に配慮し、状況に応じて設置する。

5 災害対策備蓄物品一覧

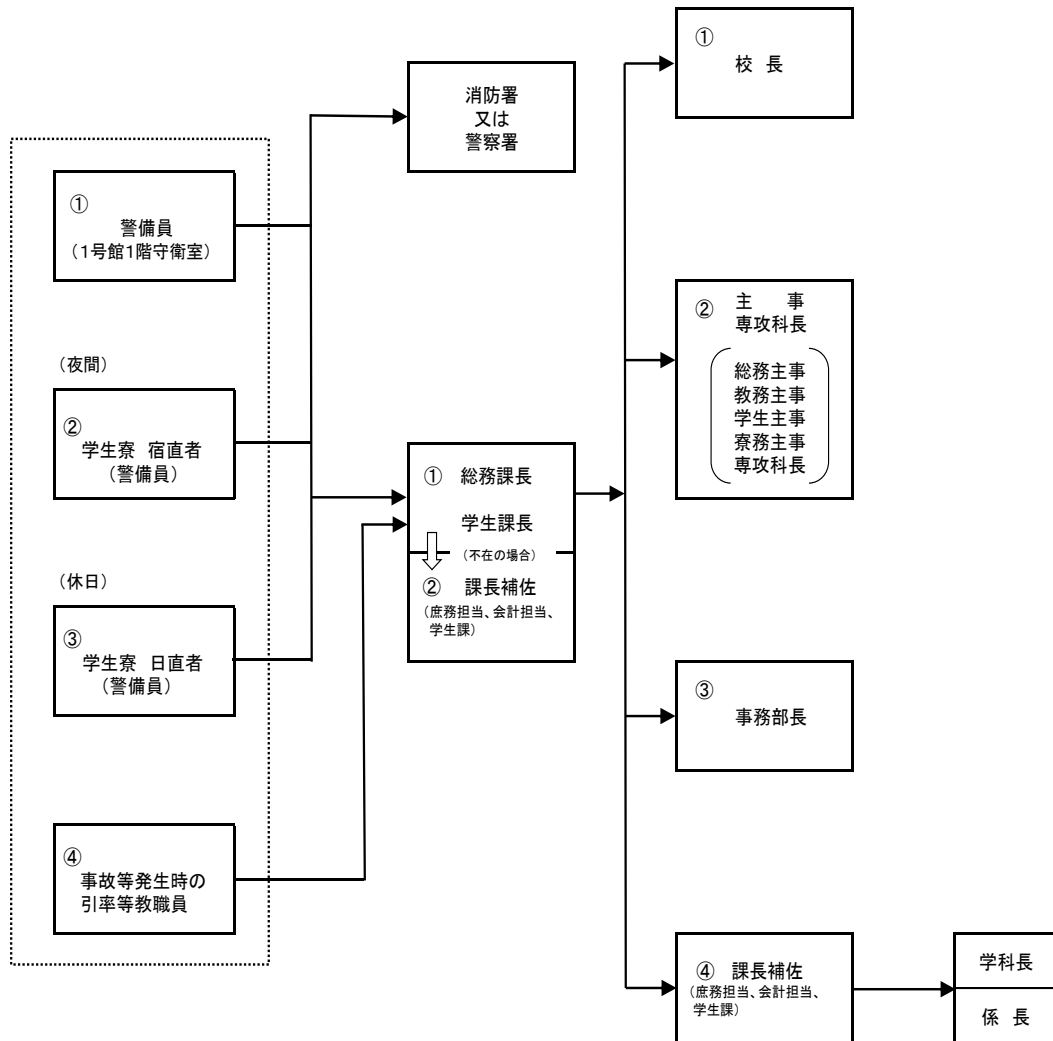
(本校 危機管理マニュアル P57 より抜粋)

品 名	数 量	規 格	備 蓄 場 所
拡声器	2		体育活動センター倉庫
懐中電灯	5		1号館守衛室
ヘルメット	25		1号館中央棟1階男子更衣室
バール	1	1m	総務課
工具セット	1		1号館1階総務課
折りたたみ担架	1		2号館1階保健室
作業着	6		1号館中央棟1階男子更衣室
防寒着	10		1号館中央棟1階男子更衣室
長靴	11		1号館中央棟1階男子更衣室
救急用チェーンソー	1		車庫
小型発電機	1	YAMAHA EF6000E 50A	1号館1階電気室
ハロゲン投光器	2	1灯三脚式 500W	1号館1階電気室
メタルハライド投光器	1	バルーン型	1号館1階電気室
ケーブルドラム	1	有効長 29m	1号館1階電気室

6 長岡工業高等専門学校 夜間・休日緊急時連絡体制

(本校 危機管理マニュアル P4 より抜粋)

緊急連絡先(1号館1階:守衛室)
TEL 0258-32-6435
(内線420)



7 長岡工業高等専門学校安全衛生委員会規程

平成24年4月1日 制 定
平成26年6月18日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（機構規則第31号。以下「管理規則」という。）に基づき、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）に長岡工業高等専門学校安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の教職員をもって組織する。

- 一 事務部長（本校において教職員の安全衛生を統括管理するものとして校長が指名した者）
- 二 衛生管理者
- 三 産業医（本校以外の者）
- 四 衛生管理担当者
- 五 安全又は衛生に関し、知識又は経験を有する者で教職員の中から校長が指名した者

2 校長は、前項第5号の委員については、教職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、教職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき、各学科及び一般教育科の教員から各1名を指名するものとする。

3 前項第4号及び第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教職員の災害防止、健康障害防止対策に関すること
- 二 災害発生原因及び再発防止に関すること
- 三 安全衛生に関する規定の作成に関すること
- 四 機械、器具及び設備に係る危険・有害性等の調査及びその結果に基づき危険防止措置に関すること（機械等を新規に導入し、又は変更する時、作業方法・作業手順を新規に作成し、又は変更する時、機械等に係る危険性・有害性に変化が生じた時など）
- 五 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- 六 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること
- 七 健康診断の実施並びに実施結果及びその結果に基づく医師の処置等に対する対策の樹立に関すること
- 八 作業環境に関する調査、測定及び測定結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
- 九 精神的健康を含めた健康保持増進のための活動計画に関すること
- 十 長時間労働による健康障害防止を図るための対策の樹立に関すること
- 十一 労働基準監督署等から安全衛生に関して文書により、命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関すること

(意見聴取)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(委員会の開催、成立・議決)

第6条 委員会は、毎月1回以上定期に開催するものとする。

2 委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 委員会の議決は、全会一致を原則とする。ただし、議論を尽くしても全会一致に至らない場合は、出席委員の過半数の同意により、決することが出来る。

(秘密の保持)

第7条 委員は、この委員会で知り得た機密を漏洩してはならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 長岡工業高等専門学校安全衛生管理規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年6月18日から施行する。
- 2 長岡工業高等専門学校安全衛生委員会構内巡視実施に関する申合せ（平成25年3月13日安全衛生委員会決定）は、廃止する。

8 課外活動中の事故等への対応

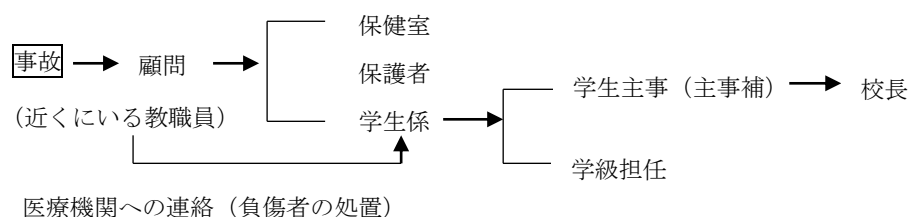
(平成 27 年度学生便覧 IV. 学生生活関係 9. 課外活動 より抜粋)

2) 事故等への対応

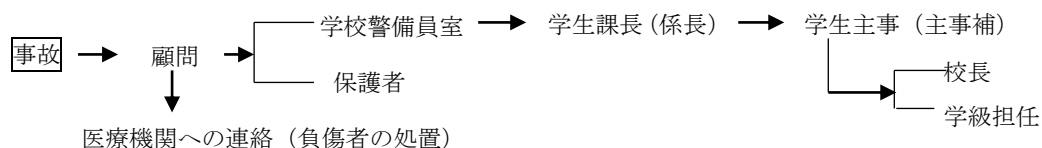
課外活動中は、事故のないように十分に注意してください。万一、事故等が発生した場合には、下記のような方法で連絡を取り、負傷者の処置に万全を期してください。

倒れている人を見つけたら

① 時間内 (平日 8:30 ~ 17:00)



② 時間外 (平日 7:00 ~ 8:30 及び 17:00 ~ 21:00、休日) 及び学外



※ 学校警備員室電話番号 0258-32-6435

- ① 呼びかけて反応を確認し、反応がなければ周囲に協力を求める。
- ② 協力者に 119 番通報と AED を頼む。
- ③ 気道を確保し呼吸を確認する。
- ④ 呼吸がなければ人工呼吸・心臓マッサージ。
- ⑤ AED が到着したら AED の操作を優先する。

校内の AED (自動体外式除細動器) 設置場所

1 号館 (正面玄関)、第 1 体育館入口、第 2 体育館入口、学生寮 3 号館 2 階に各 1 台設置

9 課外活動中の事故防止と対応

(平成 26 年度版 学生支援の手引き P42～P43 より抜粋)

課外活動中の事故防止と対応

課外活動において、特に学生会活動、クラブ活動はあくまで学生が自主的に行う集団活動による実践的な経験を通して、社会生活上必要な、自律性、協調性、指導力等を体得する場として、重要視されるものである。

しかし、一方では課外活動については活動中の事故が予想されるので、これについての責任問題及び対策について考えなければならない。

1. 事故に対する学校の責任

高専では、課外活動団体として学校から承認される条件として顧問教員制度をとっているということが一般的であり、本校も同様である。顧問教員は学校長の任命によってなっている関係上、最終責任は学校長にある。

しかしながら、顧問教員は課外活動に伴う事故に対して法的に全ての責任を追及されることがないとしても、道義的、社会的責任を負わなければならない。

2. 事故防止の対策について

課外活動中の事故は顧問教員や担当者が熱心であるとか、そうでないということとは別の次元で起こる場合がほとんどである。故に学校は学生自身の自覚において事故防止に関心を持たせ、独自の防止対策を確立するように指導していく必要がある。

一方、学校としては万一の事故に備えて種々の指導、対策を講じなければならない。

- (1) 本校ではクラブ活動、その他各種の行事を行うときは、事前に顧問教員又は担当教員の押印による願出書、届出書あるいは計画書を提出するよう指導する。今後とも定まった手続きをきちんと守らせ、与えるべき注意を十分に行うことが必要である。

特に顧問教員がクラブに活動参加指導ができない場合は、押印の際あるいは、その他の機会を捉えて事故に対する注意を繰り返して与える。

- (2) 事故防止に対する対応の一つは、学生の日常生活の健康管理の指導である。本校では定期的に学生の健康診断を行っている。その結果は必要に応じて各人、各部署へ通知しているが、特に過激な運動をするクラブは、合宿あるいは大会出場前に学生の健康状態を調査する必要がある。

3. 事故発生時の対応について

不幸にして万一事故が発生した場合、対応を誤ると訴訟問題にまで至る場合があるので、対応については十分に気をつけなければならない。

このことについては、次のようなことが考えられる。

- (1) 被事故者に対する救急処置と関係者への連絡及び状況把握

「クラブ活動に関する留意点 1.」に記載されている事故発生時の連絡方法は、本校の学生便覧の「課外活動」2)にも記載されているので、これを学生、部員へ周知徹底しておく必要がある。

事故が発生した場合、関係者はできる限り速やかに現場に赴き、必要に応じて医療機関、警察等の関係機関と家族に十分な連絡をする。

(2) 事故発生時点における事故状況把握

関係者は速やかに現場の状況の正確な把握、及び部員等からの事情徴収により事故状況に関する情報の収集、整理を行い、綿密な記録をする。

(3) 被事故者の保護者への対応

被事故者の家族あるいは遺族に対しては、事故状況や救急措置の説明を正確にすることが大切である。また、学校としては誠意を持って病院への見舞いや葬儀への参列等の対応を行うことが必要である。

(4) 報道関係者への対応

事故の内容によっては、報道関係者との対応が考えられるが、これには、各自勝手に取材に応じて不正確な報道をされないことがないよう、窓口を一つにして責任ある立場の者が応じなければならない。

4. 事故に対する保険制度について

本校では学校の管理下において発生した事故については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と契約している（P.20参照）。また、任意加入ではあるが、学校管理下以外の場合でも給付が受けられる「団体学生総合保険」へ加入している学生もいる。大会等遠征に際し共用自動車を使用中事故に遭遇した場合、同乗者（学生）に対しては自動車保険が適用される。共用自動車の使用に際しては、引率教員の判断で別途任意保険に加入することも可能である。

一方、課外活動のほか、体育授業、実験実習あるいは学校の施設管理の不備等による大きな事故で訴訟に至り、学校側に賠償責任が生じた場合の対応として、高専機構が損害賠償保険に加入している。

10 学生相談室・ハラスメントの防止

(平成 26 年度版 学生支援の手引き P24 より抜粋)

学 生 相 談 室

学生相談室は心身共に実りある学生生活を送るための支援を役割としている。相談員は本校教職員と学外からの専門カウンセラーが担当している。

交友関係、課外活動、学習、経済的問題等学校生活上の悩み、心身の不調、気になる性格や行動等の心の健康問題、進路、学業不振、進路変更等の修学上の悩み、その他の相談に応じている。相談の秘密はいかなる時でも厳重に守られる。

相談は直接あるいは電話、電子メールでも受付けている。また、保護者からの相談にも応じている。専門カウンセラーの相談は毎週 1 回程度で相談に応じており、相談日はその都度掲示で通知する。

相談スタッフ

学生相談室長	1名(教員)
相談員	5～6名(教員)
看護師	1名
非常勤カウンセラー	2名(学外)
サポートスタッフ	若干名(教員、置かれない年もある)

ハラスメントの防止

ハラスメントには、性的な言動で相手を不快にさせるセクシュアル・ハラスメントや教員が職務上の地位又は権限を不当に利用して教育、研究若しくは就学上不適切な言動で相手を不快にさせるアカデミック・ハラスメント等がある。

本校では教職員による担当相談員を配置している。

相談員(学生及び保護者からの相談担当)

学生相談室長	1名
学生相談室相談員	5～6名
看護師	1名
学生相談室サポートスタッフ	若干名(置かれない年もある)
教員	2名
学生課員	1名

11 長岡工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成 21 年 3 月 13 日 制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 ハラスメントの防止等に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 セクシュアル・ハラスメント 教職員が他の教職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生等及び関係者が教職員を不快にさせる性的な言動

二 アカデミック・ハラスメント 教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う教育若しくは研究上又は就学上の不適切な言動

三 パワー・ハラスメント 教職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動

四 ハラスメント 前各号に掲げる言動及びこれに類する言動

五 ハラスメントの防止及び排除 ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消すること。

六 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けること。

七 教職員 本校に就労する常勤、非常勤及び委託契約の職員

八 学生等 本校に修学する学生、聴講生、科目等履修生及び研究生等本校に就学する者

九 関係者 学生等の保護者及び業者等本校と関係のある者

(校長の責務)

第 3 条 校長は、教職員及び学生等がその能率を十分に発揮できるような就労上又は修学上の環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）当該苦情相談等に係る調査への協力その他ハラスメントの対応に起因して当該教職員、学生等及び関係者が不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

2 校長は、規則第 7 条各項に定める研修等について必要な措置及びハラスメントの防止及び排除を図るため、教職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

(監督者の責務)

第 4 条 教職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、規則第 6 条各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速、かつ、適切に対処しなければならない。

2 監督者は、校長、副校長、校長補佐、学科長、一般教育科長、事務部長、課長及び教育研究技術支援センター技術長とする。

(教職員の責務)

第 5 条 教職員は、ハラスメントが本校における就労・修学等の環境を悪化させ、他の者の名誉や尊厳を著しく傷つける行為であることを認識し、ハラスメントをしないよう注意しなければならない。

(ハラスメントの防止委員会)

第6条 本校に、ハラスメントの発生を未然に防止するために、ハラスメント防止委員会を置く。

2 ハラスメント防止委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 副校長及び校長補佐
- 二 学科長及び一般教育科長
- 三 事務部長

3 ハラスメント防止委員会は、教職員及び学生等にハラスメントの防止等の周知徹底を図るとともに、次に掲げる業務を行う。

- 一 ハラスメントの防止等に係る指導及び改善に関すること。
- 二 ハラスメントの防止等のための啓発活動に関すること。
- 三 その他ハラスメントの防止等に関すること。

4 ハラスメント防止委員会に委員長を置き、総務主事を兼ねる副校長をもって充てる。

5 ハラスメント防止委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

6 ハラスメント防止委員会の庶務は、総務課において行う。

(事実関係の調査)

第7条 ハラスメントに起因する問題について事実関係を調査する際は、その事案ごとに調査委員会を設置して行う。

2 調査委員会は、その事案ごとに校長が指名する本校教職員をもって組織する。

3 調査委員会は、第一項の調査結果及び事実関係の調査を行うに当たり、必要に応じて校長に報告するものとする。

4 調査委員会は、調査結果等について、相談者に報告するものとする。

5 調査委員会には、必要に応じてハラスメントについて識見を有する学外者を委員として加えることができる。

(ハラスメント相談員等)

第8条 本校に、ハラスメントに関する苦情相談が教職員、学生等及び関係者からなされた場合に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、校長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まなければならない。

3 苦情相談は、直接面談によるもののほか、手紙、電話又は電子メール等によっても相談員に苦情相談をすることができる。

4 相談員は、苦情相談があった場合には、相談者の立場と状況に十分留意し、相談者に必要かつ適切な助言を与えるとともに、相談内容を確認し、校長に文書で報告しなければならない。

なお、苦情相談には、複数の相談員で対応するとともに相談者と同性の相談員を同席させなければならない。

(守秘義務)

第9条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も、同様とする。

(事後措置等)

第10条 校長は、調査委員会の調査結果報告に基づき、ハラスメント行為の事実関係があり、処分又は修学、就労若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認めた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 校長、監督者及び教職員は、ハラスメントに対する苦情相談及び当該苦情相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(庶務)

第12条 ハラスメントの防止等に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (平成21年 3月13日)

- 1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 長岡工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要項 (平成12年 5月18日校長決裁) は、廃止する。

12 学生相談 外部機関一覧

相談の種類	機関名	所在地
① 思春期の精神保健相談	新潟県精神保健福祉センター	〒950-0994 新潟市上所2番地2番3号 新潟ユニゾンプラザハート館1F TEL:025-280-0111
② 心の健康相談	新潟県精神保健福祉センター	〒950-0994 新潟市上所2番地2番3号 新潟ユニゾンプラザハート館1F TEL:025-280-0111
③ 青少年の相談に関する支援	新潟県教育庁高等学校教育課 青少年相談支援班	〒950-8570 新潟市親光町4番地1行政 庁舎15階 TEL:025-280-5124
④ 少年非行やいじめに関する相談	新潟県警本部生活安全部少年課新 潟・長岡・上越の各少年サポートセ ンター	
	★新潟少年サポートセンター	〒950-0994 新潟市上所2番地2番3号 新潟ユニゾンプラザハート館2F TEL:025-285-4970
	★長岡少年サポートセンター	〒940-0061 長岡市城内町 2-794-4 JR長岡駅2階 TEL:0258-36-4970
	★上越少年サポートセンター	〒943-0834 上越市西城町 1-3-25 第1中央ビル3階 TEL:025-526-4970
⑤ 子どもの一般相談	新潟少年鑑別所(一般心理相談室)	〒951-8133 新潟県新潟市中央区川岸 町 1-53-2 TEL:025-266-2442 面接と電話 月～金 9:00～16:00
⑥ 自殺予防に関する相談	社会福祉法人 新潟いのちの電話	〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-3 TEL:025-288-4343 (長岡 TEL:39-4343)

13 スポーツ事故における危機管理体制の整備(リスクマネジメント)

(公益財団法人日本体育協会 公認スポーツ指導者養成テキスト 共通科目Ⅱ 第2章 スポーツと法 P34~P36より抜粋)

第2章

スポーツと法

1 スポーツ事故における スポーツ指導者の法的責任

スポーツは、傷害の危険を伴い、事故が発生しやすい。

スポーツ事故に関する危機管理手法(リスクマネジメント)を学び事故を抑止し、被害を最小限度にとどめる手法を学ぶ。スポーツ基本法は、外傷だけでなく、障害の予防も規定しており、障害の予防についても留意しなければならない。

また、民事・刑事の基礎知識を学び、不幸にしてスポーツ事故に遭遇したときの法的責任に関し理解する。

1 危機管理体制の整備 (リスクマネジメント)

1) スポーツ事故

事故とは、社会生活の中で予期しない突発的な出来事により人や物に損害が発生することである。「スポーツ事故」とは、スポーツ活動をなす過程において突然人や物に発生する損害ということとなる。

スポーツ事故を分類すると、まず、スポーツ活動中の事故、スポーツ活動外の事故が考えられる。スポーツ活動外の事故には、練習に向かう際の事故、試合に遠征する際の移動中の交通事故(ex.マイクロバスからの転落事故)、合宿中のハイキングの事故(ex.谷川岳鉄砲水事故)等がある。

スポーツ活動中の事故も、事故態様により次のように分けられる。

- 参加者自身による事故…準備運動不足によりアキレス腱を切る
- 参加者同士による事故…参加者同士の衝突、ケンカによるケガ
- 施設・道具による事故…体育館の床が抜けた、道具のひび割れによりケガ
- 指導者の計画による事故…暑いときに水分を取らずに長時間の練習による熱中症
- 参加者以外の第三者による事故…マラソン競技中に第三者が介入し衝突
- 参加者以外の第三者が被害者…打球が観戦者に当たる

2) スポーツ事故における リスクマネジメント

リスクマネジメントとは、一般的には、危機管理手法、すなわち、リスク(危機)をコントロールし最小限に抑制する方法という意味で使用されている。

その内容をより具体化すると

- ① 将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブル等不幸な事態によってもたらされる精神的・経済的損失を未然に回避する手法
- ② 危機を回避できないまでも、次善の策として被害の拡大を防止し、軽減する手法
- ③ 既に発生してしまった紛争・トラブルについて、有効かつ効率的な対処をなす手法である。

これらをスポーツ活動における事故について当てはめると、

- ① スポーツ事故を回避する手法
- ② 事故が回避できなかったときは次善の策として被害の拡大を防止し、軽減する手法
- ③ 事故が発生してしまったときに紛争・トラブルを有効かつ効率的に解決をする手法ということとなる。

スポーツは、参加者が、道具を利用したり、自己の身体的能力を活用したりして行うものであり、どんなに注意を尽くしてもケガ等の事故は避けることができない。これを、スポーツには「内在する危険」があるという。

スポーツ事故を回避するための安易かつ消極的な安全対策は、この「内在する危険」から逃れる方法として、スポーツ自体を辞めてしまうことである。しかし、それではスポーツの持つ社会的意義は失われてしまうし、ス

スポーツを望みながらスポーツを拒否することとなり自己矛盾となってしまう。

スポーツには「内在する危険」があるが、予防しなければならぬ危険と予防することができない危険とがある。たとえば、野球でいえば、投手が打者に対し投球を当ててしまうデッドボールは予防することはできない。しかし、ヘルメットをかぶることにより、大事故に至る危険は予防できるのである。

そこで、スポーツを楽しむための積極的な安全対策は、スポーツには危険が伴うことを十分認識した上で、過去の経験、知識などから危険を予見し、いかにすれば事故の発生を防げるか、事故の被害を小さくできるか、具体的な方策を取るということである(図1)。

事故を回避する方法としては、下記に述べる安心できるスポーツ環境の構築が挙げられる。事故の被害の拡大を防止し、軽減する方法としては、応急処置、人命救助などを行うことであることはいままでもない。被害者が未成年のときは保護者への連絡等も必要となる。事故が発生し紛争・トラブルになってしまったときは訴訟ということになるケースもあるが、日ごろから安全対策に十分配慮することの他に、仲間・父母後援会の信頼を得ておくことなどが大きな紛争となることを防ぐこととなる(紛争に対処する6つの指針)。

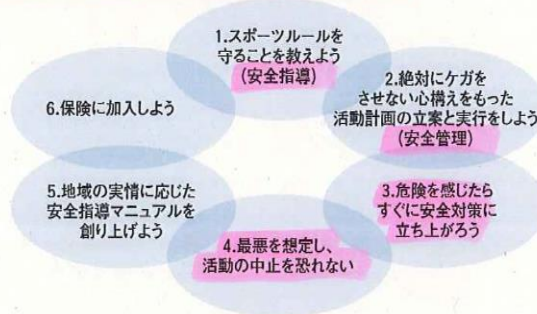
●紛争に対処する6つの指針

- 1 人命救助など果たすべきことをまず果たす
- 2 事故の事実関係を把握する
- 3 先例を学ぶ
- 4 説得と論証
- 5 仲間・父母後援会の信頼を得る
- 6 自己の行動に正しいという確信を持つ

3) 安心できるスポーツ環境の構築

スポーツ指導者は、スポーツ事故の発生をできるだけ防がなければならないことはいままでもない。法律上も、スポーツ指導者は、参加者の生命・身体・健康等の安全に配慮し、参加者が事故に遭わず安心してスポーツができる環境を構築する義務を負う。この参加者

図1 ●安全確保のための6つの指針……安全指導と安全管理



が安全にプレイできる環境を構築する指導者の義務を「安全配慮義務」という。安全配慮義務は、言い換えると、事故を予見し、回避する注意義務ということとなる。

スポーツ事故を回避するためには、ルールを守ることが挙げられる。スポーツのルールには、たとえば、野球において三振で1アウト、フォアボールで出塁などのスポーツを楽しむためのルールだけでなく、打者はヘルメットを被らなければならないなどという事故防止のための「安全のルール」も定められていることを忘れてはならない。スポーツのルールを守ることが事故防止の第一歩である。

また、事故防止のためには、事故原因をヒューマン(人)・ハード(用具・施設)・ソフト(プログラム)の観点から捉え、安心できるスポーツ環境を構築する必要がある。

スポーツ事故の原因は、参加者の体調や精神状態といったヒューマン・用具や施設といったハード・練習計画などソフトの3つの視点から捉えることができる。

そこで、スポーツ事故を避けるための安心できるスポーツ環境を構築するためには、次の3つの視点から考えることが合理的である。

- 参加者の健康状態を確認する…眼の輝き、肌の色などにより健康状態に不良な様子はないか指導者が確認するだけでなく、体調を参加者自身が自己管理できるよう教育する。
- 用具・施設を安全点検する…事前に器具の正しい取扱いの指導や施設管理者からの危

険情報の入手なども大切である。

- 無理のない活動・運動のプログラム…スポーツ参加者の年齢や能力に合わせて活動計画を立てるべきである。

ただし、いつ、どこで、誰が、どのような、5W1Hでの「スポーツ環境条件」により、スポーツ事故の発生が不可避となったり、事故の回避が可能となったりする。そこで、安心できるスポーツ環境を構築するにあたっては、ハード・ソフト・ヒューマンの観点から、準備段階、試合の最中、試合の終了後といった時的条件、初心者か、体育の授業か、競技力の高い参加者の試合かなどの教育条件、職業条件も含めたスポーツの主体の条件等の要素を考慮することとなる。

① 人における安全配慮義務

スポーツを行う者は、たえず自己の健康状態に注意を向けることが大切である。スポーツを指導する際には、顔色、声、姿勢、皮膚の状態、目の輝きなどの身体状態とともに素直さ、集中力を欠く、動揺がみられるなど心の状態についても安全配慮をしなければならない。

判例（福岡高裁平成18年12月14日判例タイムズ1241号179頁）は、高校2年生の相撲部員が練習中発生した熱中症により倒れ死亡したケースについて、生徒の体調不良をうかがわせる事情もなく、本件練習時の気候が熱中症の警戒レベルにあったとしても台風の影響で風が吹いていたこと、各所にスポーツ飲料や水を配置しいつでも飲めるようにし、現に生徒たちはこれを飲んでいて、相撲の場合は屋内でかつ小刻みに休息を取ることが可能であり、当時17歳の高校生だったことから自らの判断で休息をとり、水分補給をすることが可能であったことからすれば、熱中症を発生したことに指導者の責任はないとした。体調不良をうかがわせる事情、屋外で長時間継続的に動き続ける競技、気温・湿度による熱中症の危険度、スポーツ飲料など水分を自由に飲める環境により安全配慮義務が異なることに注意すべきである。

② 用具における安全配慮義務

ひびやへこみのあるバット、ひものつけたスパイクは危険である。スポーツに使用する用具は常に点検され、本来の性能が発揮される状態に調整しておく必要がある。指導者は用具の点検をさせ、異常がないことを確認させなければならない。

判例（名古屋地裁昭和63年12月5日判例タイムズ693号183頁）は、中学校の体育の授業中、中学生が同級生の折れた竹刀の先が目突き刺さって失明した事故について、教師が練習開始前に、生徒の使用竹刀の点検をさせ、異常のないことを確認していたことを理由に教師の責任を否定した。本件中学校では竹刀は自ら調達保管することになっており、中学一年のときに竹刀の構造や危険性につき説明し、竹刀に異常があるときは直ちに申し出るよう日頃から指導していたこと、生徒が事故当時中学三年であったことから、初心者とはいえず、教師が竹刀の一本一本について確認する義務はないものとした。

③ 施設における安全配慮義務

全力疾走するグラウンドは不整地なままの地面であってはならない。柔道場の畳が破られたままではいけない。施設の安全管理で危険が感じられたときは、直ちに修理すべきであり、修理されないときは、その場所でのスポーツ活動は中止されるべきである。体育館の破損した危険な場所を「注意して運動しなさい」という注意指示のみでは不十分である。

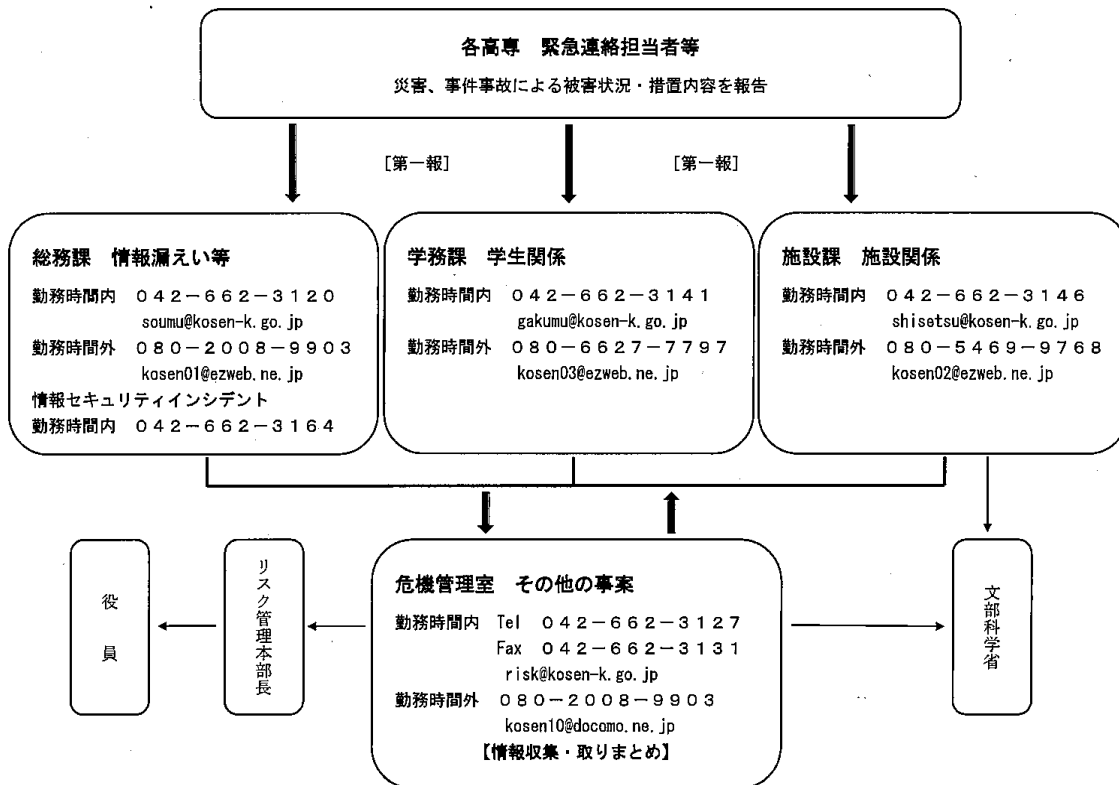
判例（福岡地裁小倉支部昭和59年1月17日判例時報1122号142頁）は、高校野球部員の打球が同一のグラウンドで他のクラブ部員に当たった事故において、狭いグラウンドで複数のクラブの練習が確保されなければならないという事情はあるが、野球部の練習による打球が再三にわたって他クラブの部員に当たっていたということから、事故の発生する危険性が具体的にかつ容易に予見できたにもかかわらず、他クラブとの練習時間や練習方法の調整等事故を未然に防止する義務を怠ったとして学校を運営する県の責任を認めた。

14 関係機関連絡先一覧

① 国立高等専門学校機構本部

災害及び事故事件発生時の情報連絡体制

(平成28年11月1日現在)



[機構本部への連絡基準]

<事故事件発生の場合>			
学校・学生・教職員が関係する事故事件が発生・判明した場合、第一報として、状況等を機構本部へ連絡			
[事項]	[連絡先]	[代位順1]	[代位順2]
・学生の死亡、重篤な怪我等、安否不明	学務課	危機管理室	総務課
・学生の刑事事件	学務課	危機管理室	総務課
・学生間のいじめ等重大案件	学務課	危機管理室	総務課
・入試、試験ミス	学務課	危機管理室	総務課
・個人情報の漏えい、不正アクセス	総務課	危機管理室	学務課
・学校施設の被害	施設課	危機管理室	総務課
・その他の案件	危機管理室	総務課	学務課
<地震発生の場合>			
(第一報) 高専の所在市町村及び近隣市町村で震度5弱以上の地震が発生した場合、現地における揺れの状況等について、機構本部(危機管理室)へ連絡 (勤務時間外は、警備員・宿直者に現地の状況を確認の上、機構本部へ連絡)			
(第二報) 第一報後、震度・時間帯・二次災害の可能性等の状況を総合的に勘察し、以下事項について可能な限り速やかに確認を行い、状況を機構本部(担当課)へ連絡			
[事項]	[連絡先]	[代位順1]	[代位順2]
・学校内の学生・教職員の安否確認	学務課	危機管理室	総務課
・学校外の学生・教職員の安否確認	学務課	危機管理室	総務課
・学校施設・設備の被害状況確認	施設課	危機管理室	総務課
(日没後の場合は翌日)			

② その他関係機関

(平成28年11月1日現在)

区 分	機 関 の 名 称		連 絡 先	
国の機関等	長岡労働基準監督署 安全衛生課、労災課		TEL 0258-33-8711 (代表) FAX 0258-33-8713	
近隣大学	長岡技術科学大学総務課		TEL 0258-46-9203 FAX 0258-47-9000	
	新潟大学総務課		TEL 025-262-7525 FAX 025-262-6539	
	上越教育大学総務課		TEL 025-521-3212 FAX 025-521-3220	
自治体	新潟県庁	防災局危機対策課	TEL 025-282-1638 FAX 025-282-1640	
	長岡市	危機管理防災本部	TEL 0258-39-2262 FAX 0258-39-2283	
警察署等	警 察 署	長岡警察署	TEL 0258-38-0110 (代表)	
	消 防 署	長岡市消防本部	TEL 0258-36-0119 (代表) FAX 0258-36-8320	
	医療機関	長岡赤十字病院 (新潟県災害拠点病院)		TEL 0258-28-3600 (代表) FAX 0258-28-9000
		長岡中央病院		TEL 0258-35-3700 (代表) FAX 0258-33-9596
		立川総合病院		TEL 0258-33-3111 (代表) FAX 0258-33-8811
報道関係	長岡市記者会		TEL 0258-35-0008	
ライフライン	東北電力(株)コールセンター (24時間対応)		TEL 0120-175-366	
	北陸ガス長岡支社		TEL 0258-33-3200 FAX 0258-33-0763	
	長岡市水道局管路課		TEL 0258-35-0017 FAX 0258-36-4434	
公共交通機関	J R 東日本		TEL 050-2016-1601	
	越後交通本社営業所		TEL 0258-27-1060 FAX 0258-29-0832	
その他 (学校の側面 支援機関)	CRT (こころの緊急支援チーム) 新潟県精神保健福祉センター 〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-3 新潟ユニゾンプラザ ハート館		TEL 025-280-0113 (相談専用電話) FAX 025-280-0112	

リスク管理ガイドライン

平成28年 4月 初 版
平成28年12月 第2版

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校 危機管理室

〒940-8532 新潟県長岡市西片貝町888番地
TEL: 0258-32-6435 (代表)

<事務担当> 総務課 課長補佐 (庶務担当)
TEL: 0258-34-9320
FAX: 0258-34-9700
E-mail: s-hosa@nagaoka-ct.ac.jp